

国際情勢を踏まえたユネスコ活動等の推進についての提言 (案)

令和6年〇月〇日
日本ユネスコ国内委員会

国際連合教育科学文化機関（ユネスコ）は1945年、「教育、科学及び文化を通じて諸国民の間の協力を促進することにより平和及び安全に貢献すること」を目的に創設された国際連合の専門機関である。日本は戦後1951年にユネスコに加盟し、日本ユネスコ国内委員会は翌1952年に設置された。

戦後から現在に至るまで、我々を取り巻く環境は著しく変化しており、ユネスコの取組とそれに対する日本の関与及び国内のユネスコ活動は、常にその時々状況に応じて変化することが求められる。

特に直近の国際情勢等を踏まえ、日本ユネスコ国内委員会は、ユネスコの普遍的な使命を再確認するとともに、ユネスコに対する日本の関与及び国内のユネスコ活動の在り方について提言する。

なお、必ずしもユネスコ活動と捉えられていないが、上記のユネスコの目的の達成に資する取組が数多く存在することを認識し、本提言がこれらを含む多様な取組の発展に寄与することを期待する。

[背景]

(直近の国際情勢等)

国際法に違反するロシアのウクライナ侵略や、イスラエル・パレスチナ情勢等、国際平和を脅かす深刻な事態は、国際社会の分断を加速させるとともに、人間の生存に不可欠な健康、食料、エネルギー等の問題を浮き彫りにしている。また、国際社会においては、いわゆる「グローバル・サウス」が発言力を増しているほか、「南・北」だけでは捉えきれない「南・南」協力や「南・南・北（三角）」協力¹の枠組みもあり、国際的な合意形成が複雑化している。

一方、紛争、貧困及び気候変動、生物多様性等への対応や世界経済の安定等、地球規模の課題の解決のためには、国際社会が連携して取り組むことが一層必要となっている。特に、人材育成及び財政的な支援を必要としているアフリカ及び小島嶼^{しよ}開発途上国²等³との協力が重要な鍵となっている。

近年、科学分野においては、先端・新興領域における技術の規制及び活用に関

する議論への注目が高まり、ユネスコにおいても、例えば、2021年に「人工知能（AI）の倫理に関する勧告」が採択されるなど、AIの様々な分野での活用についての議論が活発化している。また、2023年のユネスコ総会において、勧告の形式でのニューロテクノロジーの倫理に関する規範設定の文書を作成することが決定された。また、米国が国際的な規範設定への参画を重視し、2023年7月にユネスコに再加盟したことにより、ユネスコにおける合意がより実効性を持つものとなることが期待される。

さらに、デジタル化の進展による情報の遍在と即時的な流通・普及は、瞬時の情報の取得を可能にした一方、偽情報やバイアス、情報格差等の問題も顕在化している。コロナ禍によりゆがめられた事例もあったように、科学的な根拠に基づく政策決定及び人間の尊厳を尊重した合意形成を改めて推進することが必要である。

（ユネスコの普遍的な使命）

国際連合教育科学文化機関憲章（ユネスコ憲章）前文冒頭にある「戦争は人の心の中で生れるものであるから、人の心の中に平和のとりでを築かなければならない」との一文は、ユネスコを表す象徴的なものであるが、平和及び安全に貢献するための、教育・科学・文化の重要性については、前文全体を改めて確認し、その趣旨を理解することが必要である。

その上で、様々な国際情勢等の中においても、人間の尊厳及び幸福の尊重を前提として、平和の構築、貧困の撲滅、持続可能な開発及び文明間の対話に取り組むことがユネスコの普遍的な使命であることを再確認することが必要である。また、全ての人への公正かつ包摂的な質の高い教育の確保、科学・技術・イノベーションの振興、表現の自由・文化的多様性・文化遺産・自然遺産の保護促進、技術革新等に対する国際的な規範設定等のために、国際連合及び他の国際専門諸機関と協力し、加盟国と連携しながら取り組むことが必要である。

〔提言1〕

（ユネスコに対する日本の関与の在り方）

現下の国際情勢等を踏まえ、ユネスコに対して、外務省及びユネスコ日本政府代表部並びに文部科学省及び文化庁等の関係省庁等が緊密に連携し、以下の戦略的かつ積極的な関与を通じて、日本のリーダーシップを発揮していくことが必要不可欠である。

ユネスコにおいて特に国際的な規範設定に関する議論が活発化する中、日本がこの議論を主導することで、日本の社会・経済・文化的価値観を適切に反映し、日本への裨益を確保するとともに、他国の立場及び価値観にも配慮しつつ国際社会に貢献していくことが重要である。

2023年6月には、政府間海洋学委員会（IOC）総会において、道田IOC分科会主査が日本人として初めてIOC議長に就任したほか、ニューロテクノロジーの倫理に関する勧告の草案作成のための会合のメンバーの候補者として日本からも専門家を推薦している。また、気候変動に伴う自然災害が世界規模で頻発する中で、AIやデジタル技術等を活用した新たな防災の取組や教育・文化遺産等を守るための取組の強化を我が国の知見等も活用しつつ支援してきた。このように、特に日本が豊富な知見や強みを有する分野において、各種政府間会合や専門家委員会への専門家の派遣及び各事業等への日本人の参画を推進することが重要である。また、ユネスコ事務局への文部科学省及び外務省等の政府職員⁴の戦略的な派遣を通じてユネスコに貢献する方策を、日本への裨益も考慮しながら検討することが重要である。

ユネスコ事務局への研修生派遣及び関係会議等へのユース⁵（若者）等の積極的な派遣を通じた人材育成を推進し、ユネスコにおける邦人幹部職員の将来的な登用も見据えながら、ユネスコに対する知的・人的貢献を強化することが重要である。

また、ユネスコの事業に対して、所期の成果が上がるように、日本の任意拠出金⁶を通じた戦略的な支援を行うとともに、国内での議論や実践に基づき、ユネスコ事務局及び加盟国の実情も踏まえつつ、ユネスコ地域事務所とも戦略的に連携しながら、事業の精選・重点化等を促進することが求められる。なお、ユネスコ地域事務所との連携に当たっては、現在行われているユネスコ地域事務所の改革の状況も踏まえながら戦略的に取り組むことが重要である。

[提言2]

（国内のユネスコ活動の在り方）

ユネスコにおいて日本のリーダーシップを発揮していくためには、国際情勢等に十分留意しながら、ユネスコの普遍的な使命の実現に向けて、国内のユネスコ活動（ユネスコ登録事業等に関するものを含む）も発展していくことが必要である。このためには、ユネスコ活動のネットワークの活性化及び広報の強化を相互に戦略的に推進し、国内外の多様な主体間の交流・連携・協働・学び合いにより

ユネスコの理念及びこれに基づく活動を更に普及・促進していくことが重要である。

ユネスコ登録事業等については、条約に基づく登録制度（世界遺産（文化遺産、自然遺産）や無形文化遺産）に加え、条約には基づかない登録・加盟制度（ユネスコエコパーク、ユネスコ世界ジオパーク、ユネスコ創造都市ネットワーク、世界の記憶、ユネスコスクール、ユネスコチェア等）が幅広く実施されている。いずれの事業においても、ユネスコの理念に沿った各事業の目的を達成する上では、地方自治体、学校、各種団体及び個人等による地域等に根差した主体的な取組が必要であり、登録・加盟の実現はもとより登録・加盟後においても、ネットワークの活性化や広報の強化等に継続的に取り組むことが重要である。こうした取組を通じて、世界的な課題に関するモデルを各現場から提示し、また各主体が国内外の学び合いや多様な主体・世代間の協働の場として役割を果たしていくことが期待される。

ネットワークの活性化については、ユネスコ登録事業等と産業界及びユース（若者）を含めた多様な主体・世代間、様々なユネスコ登録事業等間、当該ユネスコ登録事業等の趣旨に即した国内外の登録地域・都市等間、各地の民間ユネスコ活動とそれらと同様の目的で活動する多様な主体間の交流の活性化が考えられる。

広報の強化については、特にユネスコスクールを拠点に全教育段階で推進されている持続可能な開発のための教育（ESD）、防災及び海洋等、日本が強みを有する分野のユネスコ活動及びユネスコ登録事業等の好事例を収集し、多様なメディアと積極的なコミュニケーションを図り、国内におけるそれらユネスコ活動及びユネスコ登録事業等の認知度の向上を図ることが重要である。また、持続可能な開発目標（SDGs）に関する取組の拡大及び貧困・飢餓・教育等の社会課題に対する意識が高まっている産業界や市民等の多様な主体、ユース（若者）を含む多様な世代のほか、ユネスコ事務局や各国のユネスコ国内委員会を含む海外への成果普及の在り方を検討することが重要である。なお、これらの広報活動については、日本各地にあるユネスコ協会等にも役割を果たすことが期待される。

これらの取組においては、ユネスコ活動が将来にわたり世代を超えて受け継がれていくよう、特に次世代を担うユース（若者）の参画を促す仕組みが不可欠である。また、2023年4月に日本ユネスコ国内委員会運営小委員会の下に設置された次世代ユネスコ国内委員会をはじめ、ユース（若者）世代が、自らネットワークを形成・拡大しながら、未来を担うユース（若者）の目線でユネスコ活動の在り方等を積極的に検討し、継続的に実践することが重要である。このためには、

日本ユネスコ国内委員会等、ユネスコに関連する活動に関わり、多様なネットワークと幅広い知見を有する様々な主体及び世代が、ユース（若者）による活動を後押しする取組を強化することが必要である。

¹ 途上国同士の協力を、先進国や国際機関が支援すること。

² SIDS (Small Island Developing States)

³ ユネスコ中期戦略（2022-2029年）においてアフリカは優先課題、SIDSは優先グループとして、として位置付けられている。

⁴ 文部科学省は戦略計画局、教育局、情報・コミュニケーション局、世界遺産センターに計4名、外務省は戦略計画局に1名、国土交通省は自然科学局に1名を派遣。（2023年3月時点）

⁵ 「ユース」について、国連の統計上の定義は15～24歳であるが、国際的に定まった定義はなく、ユネスコにおいても明確には定義せず国や地域等により異なるものとしている。なお、日本ユネスコ国内委員会の次世代ユネスコ国内委員会は18～29歳、2023年ユネスコユースフォーラムは18～35歳を対象としている。

⁶ 文部科学省、外務省、国土交通省から任意拠出金を拠出。文部科学省からは、アジア太平洋地域教育協力信託基金、ユネスコ地球規模の課題の解決のための科学事業信託基金、SDGs実現のための教育プログラム戦略的支援信託基金、ユネスコ「世界の記憶」協力事業信託基金として拠出。